

令和8年度 第1回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

1 日 時 令和8年(2026年)6月24日(金)午後5時～午後7時

2 場 所 鎌倉市本庁舎 201会議室

3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 鎌倉市歴史的風致維持向上計画(第2期)(素案)に対する修正について

イ 鎌倉市歴史的風致維持向上計画(第1期)の最終評価について

(3) 報告

ア 令和8年度予定事業について

イ 歴史的風致形成建造物について

(4) その他

ア 古都保存法60周年記念について

イ その他

(5) 閉会

5 配付資料

資料1 会議次第

資料2 委員名簿

資料3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例・施行規則

資料4 鎌倉市歴史的風致維持向上計画(第2期)(素案)に対する指摘について

資料5 鎌倉市歴史的風致維持向上計画(第2期)(素案)に対する修正について資料7 令和8年度の実施予定事業について(国支援事業(街なみ環境整備事業等)の活用状況)

資料8 歴史的風致形成建造物について(令和8年度の指定予定)

参考資料 歴史まちづくりに関する今後の取組の進め方【概要版】(歴史的風致維持向上計画第2期計画の策定等)

6 会議の概要

(1) 開会

事務局 本日は令和8年度第1回鎌倉市歴史的風致維持向上計画(以下、「歴まち計画」と記します)協議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。本日、開会に先立ち、事務局から報告と確認をさせていただきたいと思っております。本日の出席状況につきまして、牧田委員、波多辺委員、古賀委員から欠席の連絡をいただいております。大木委員、金子委員、和田委員、福岡委員がオンラインにて出席の旨連絡いただいております。委員総数18名のうち、15名に出席いただき、協議会の条例、施行規則、第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数が出席しておりますので、会議が成立していることを報告します。

市のホームページに傍聴者を募ったところ、傍聴を希望する方はいませんでした。

手元の資料に不足がありましたら事務局までお申し出ください。本時点からの進行を西村会長にお願いしたいと存じます。

西村会長 前回の法定協議会は令和7年度2月に素案の段階で行われました。その後、パブリックコメントを経て、本日の会議では第2期計画の案のご確認と、第1期計画の最終評価についてもご確認をお願いします。

本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いします。

事務局 本日はご多用のところ、ご出席を賜りありがとうございます。

本協議会は、鎌倉市歴史的・地域向上計画の作成及び方法に関する協議を行うため設置されたものであり、また、その運営に必要な事項は、条例及び規則に定められております。協議会は、鎌倉の歴史的風致を守り、次の世代へ着実に継承していくために、皆様からご意見をいただくこと目的としております。鎌倉は、寺社や史跡といった歴史資源に加え、そこに息づく暮らしや営み、そして周辺の景観が一体となって、独自の魅力を形作ってきたまちです。こうした歴史的風致を維持し、さらに向上させていくことは、鎌倉の価値を未来へ引き継ぐ上で、大変重要な取組であると考えております。

本日の会議では、鎌倉市歴史的風致維持向上計画第2期計画の案に対する修正についてご協議いただきます。また、第1期計画の最終評価の概要についてご説明します。そのほか、令和8年度の予定事業や、歴史的風致形成建造物に関する事項、さらに、古都保存法60周年記念についても、ご報告を予定しております。限られた時間ではございますが、鎌倉の歴史的風致の維持向上に向けて、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いします。

(2) 議事

ア 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）に対する修正について

西村会長 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）に対する修正について事務局から説明をお願いします。

事務局 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）に対する修正について説明します。

はじめに、第2期計画の概要を説明します。本計画は全部で8章の構成になっています。第1章では、鎌倉市の歴史的風致形成の背景、第2章では、鎌倉市の維持および向上すべき歴史的風致、第3章では、歴史的風致の維持及び向上に関する方針として、それぞれの課題や取り組みの成果等、第4章は、重点区域の位置及び設定の考え方等を取りまとめております。第5章は、文化財の保存・活用に関する事項・方針等が取りまとめられております。第6章は、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項ということで、重点区域における事業に関する事業等の一覧が取りまとめられております。第7章は、歴史的風致形成建造物の指定の方針、第8章では、それらの維持及び管理の方針に関する事項を取りまとめています。

続きまして議事2について説明します。資料4がいただいた意見の一覧となります。整理番号1番から25番までが、国交省や文化庁からの指摘です。26番から31番までが、寺社や歴史的風致形成建造物の管理者からの意見であり、32番から88番までが、庁内からの意見で、全部で88件の意見をいただいております。なお、市民からの意見はありませんでした。

本日は、これらの意見のうち、素案から大きく修正した箇所についてご説明します。資料5をご覧ください。こちらの資料の見方ですが、左側青の点線が修正前の計画で、右側の黒実線が修正後の計画となります。なお、当資料のページ番号は、素案時点のページ番号となっているため、お渡しした計画案のページ番号とずれている可能性があることをご了承ください。

整理番号1番について、当初は、坂井家住宅の前所有者である坂井武三郎氏の活動を記載していましたが、個人的な活動と捉えられるため、地域住民等による活動に関する内容に変更するよう指摘がありました。これに伴い、鎌倉風致保存会の活動に、坂井家住宅における活動を入れ込む形としています。なお、この変更については、事前に国交省等からの承諾を得ております。

整理番号6番について、英勝寺に関する内容ですが、英勝院という人物について説明した方がよいという指摘でしたので、説明を追記しています。

整理番号28番、30番について、寿福寺の写真を神奈川県立博物館が所有している写真に置き換えてほしいという指摘でしたので、写真を差し替えています。また、詩人中原中也が生前に住んでいたという情報ですが、事実確認が取れませんでしたため、削除し、資料のとりの記述としています。

整理番号31番について、管理者が保管している写真に置き換えてほしいという指摘であり、写真を差し替えております。

整理番号46番について、こちらは旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷こども会館）の表記を統一した方がよいというご指摘があり、「旧諸戸邸（旧鎌倉市長谷こども会館）」に統一しました。

整理番号51番についてです。和田塚について、一覧表には記載があったものの、建造物としての紹介がなかったため、新たに追加しております。あわせて、166ページにおいても、活動について記載を追加しております。

整理番号58番について、こちらは、歴史的風土保存地区指定の山稜についての説明文をより明瞭に修正しております。

整理番号84番についてです。こちらは、先ほどの整理番号51番に関連し、写真を追加しております。

整理番号87番は、歴史的風致形成建造物の維持及び管理の方針について、個別事項の説明を修正しております。

なお、本日は説明しませんでした、その他の修正事項として、委員構成や各計画・文化財件数の時点更新、助詞の変更、誤字の修正などを行っております。

以上で、議事(1) 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）に対する修

正について説明を終わります。

西村会長 修正について意見はありますか。

問題ないようでしたら、今後の細かい修正がある場合は会長・副会長で確認し、委員の皆様に連絡します。

イ 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第１期）の最終評価について

西村会長 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第１期）の最終評価について事務局から説明をお願いします。

事務局 鎌倉市歴史的風致維持向上計画（第１期）に関しましては、国のマニュアルに基づき、中間評価と最終評価を行うことになっています。第２期計画を策定するにあたり、令和７年度に事務局として大まかな評価をさせていただき、第２期計画策定方針のベースに反映する形で進めています。

国のマニュアルに基づく書式にて、事務局の方で、評価書の作成の作業を進めているところですが、最終評価書の案の完成には至っておらず、本日はその取組の状況についてご説明させていただきます。

今後の作業見込みについて、第１期計画の満了が、令和８年度の９月末ということになっておりますので、それまでに最終評価書の作成を進めていきます。事務局の最終評価書の素案については、関係部局で自己評価をすることになっております。本協議会の委員の皆さまには、８月中旬を目途に最終評価書の案をお送りしますので、ご確認いただき、国に提出して参ります。

次に、第１期計画が満了する９月末までの取組状況について、ご説明させていただきます。庁内調整が済んでいないため、画面表示のみとさせていただきます。表示した資料６をご覧ください。

歴史的風致維持向上計画（第１期）の復習をさせていただきます。歴史的風致維持向上計画の策定にあたっては、平成20年11月の歴まち法策定を契機として、制度を活用しながら鎌倉市としての取組みを進めていくため、計画期間を10年として平成28年に策定されました。本来は令和７年度末までの計画期間でしたが、期間延長により令和８年９月末までとなっております。10年と半年の計画期間について最終評価を進めていきます。

歴史的風致とは、歴史的建造物と周辺の市街地、及びそれらに関連する活動をセットとしてとらえ、それらの維持向上を図っていくこととしています。鎌倉市では、中世から社寺、別荘建築など様々な歴史遺産が生まれています。それらを舞台として、祭礼行事や営みがあり、第１期計画においては６つの歴史的風致を定めています。第１期計画では、重点区域について古都鎌倉地域を中心として定め、事業を推進してきました。

最終評価の方法については、令和８年２月の法定協議会にて説明しました。

次に、歴まち法の規定に基づく、計画の達成状況の評価の仕組みについて説明します。

現在取り組んでいる最終評価の概要について説明します。

まず、第1期計画の成果としての、計画の推進状況についてです。計画期間の半ばの令和2年度に中間評価を実施しました。その結果を踏まえ、令和3年度に歴まち計画の一部を改訂し、国の変更計画認定を受けています。

その際の改定では、構成事業を25から29に増やし、進捗が思わしくない事業の内容の一部見直しを行い、今後5カ年で重点的に取り組むべき事業を指定しました。

また、中間評価の結果、歴まち計画に位置付けた、歴史まちづくりに関する事業の進捗状況が全般的に思わしくない原因を「財源の不足」「人的資源の不足」と整理し、歴まち計画の改定の翌年の令和4年度から国の支援制度「街なみ環境整備事業」の活用ができるようにしました。特に、先に歴まち計画の改定で重点化事業に位置付けた「歴史的風致形成建造物整備事業」を推進するため、計画工期の5か年で①～⑤の5つの歴史的風致形成建造物を指定し、国の支援制度を活用できる環境を整えてきました。また、これらの歴史的資源を線でつなぎ、地域の回遊性を確保し、地域の魅力の向上を図るため、歩く環境の整備、歴史的遺産をつなぐ散策路等の整備事業を位置付け、これらの整備に着手しています。

次に同様に計画の成果としての、古都鎌倉の地域を中心とする重点区域内での事業の実施状況です。重点地区内で事業完了した事業は、①史跡永福寺跡環境整備事業、②鎌倉歴史文化交流センター、現鎌倉歴史文化交流館の整備事業が代表的なものとなります。このほか、この5カ年で、歴史的風致形成建造物について、耐震改修を含む保存改修の実施のための調査、設計等を適切に実施しております。その結果として、これらに関しては、令和8年度から改修工事に着手できることとなっています。史跡環境整備事業については、文化財である史跡大町釈迦堂口遺跡整備事業、史跡光明寺本堂整備事業があります。

次に同様に第1期計画の成果を先ほど歴まち計画の評価の仕組みの項でご説明した「波及効果」の6つの視点から検証しています。これらは、歴史まちづくりの取組だけでなく、官民の様々な取組と歴史まちづくりが連関して生ずる波及効果を検証することとしています。

①は歴史的遺産の保存・継承と市民理解の拡大の視点からです。文化財の保存の取組としては、計画期間の10か年で、史跡の指定・追加、公有地化を進めてきました。整備が完了した永福寺跡では公開が進み、鎌倉歴史文化交流館は鎌倉ではじめての中世から現代までの通史を展示し、市民等が様々な歴史体験ができる施設として開館しています。また日本遺産の認定を受け、その取組が評価され、認定の継続がなされています。

②は一人当たりの観光消費額及び滞在型観光の増加の指定からです。コロナショックによる観光客の落ち込みもありましたが、その後のインバウンド需要もあり、来訪者の増加、観光消費額の増加が見込まれています。また、インバウンド需要への対応も含め、地域内では民間宿泊施設の整備が進んでいることが伺われます。これに伴い、滞在時間の増加、徒歩による回遊観光の需要も増加しつつあると考えています。

③は、歴史的景観の保全・形成の視点からです。都市計画・景観施策の実現と、歴史まちづくりは一体となるものです。地域では、古都法、風致地区条例、景観法の運用を図ることで、風致景観等の適切な確保や景観重要建築物等の保存がなされています。

④は、地域の歴史・文化体験機会の増加の視点です。先にも述べましたが、史跡永福寺跡の整備公開と、鎌倉歴史文化交流館の開館、運営により、鎌倉の歴史を体感できる場所、機会が増加しています。

⑤は、徒歩と公共交通への移行促進の視点です。徒歩と公共交通への移行促進は、基本的に中世の当時の町割りを踏襲し、三方を山に一方を海に面する地形的な判のある狭いエリアに、多くの観光拠点を抱える古都鎌倉地域にとって対応しなければならない課題と考えられます。交通環境の改善を図るための短期的な対策の検討や実験などの取組を行ってきましたが、施策としての根本的な解決には至っていない状況です。

⑥は、産業の活性化の推進の視点です。少子化高齢化、人口減少、低成長時代に入り、自治体として持続的な都市経営を行うことはどの年でも同じ課題となっています。本市も歴史まちづくり以外にも様々な取組にトライしていますが、コロナショックを経て、インバウンドの影響も踏まえ、観光消費額も増加傾向となると考えられます。これらに関しては、今後、具体の数字を以て、評価、考察を加えていきたいと考えています。

本日の資料としてのまとめはここまでですが、これまでの作業、取組により、第1期計画の評価（素案）をまとめていますので、取組の時系列の確認を含め、説明いたします。

まず、本市における歴史遺産と共生するまちづくりの経緯ですが、計画期間の前半5か年は、世界遺産の登録を目標とし、歴史的遺産の保存と②の歴史的風致維持向上計画の推進の2本柱を打ち立て、①では、史跡の公有地化、文化財の指定、史跡の追加指定を行ってきました。②では、先に述べたとおり、史跡永福寺跡の整備、鎌倉歴史文化交流館の整備などを進めてきました。しかし、世界遺産に関しては、不記載勧告を受け、現在は活動を休止している状況です。

計画期間の後半の5か年は、令和2年度の取組の中間評価を踏まえたこれらの第1期計画の評価と整理は、第2期計画の策定の方方向性と合致しています。

今後の作業の見込みですが、説明の冒頭にお話ししましたとおり、まずは、国の評価マニュアルに従い、事務局で所定の書式で第1期計画の最終評価書の素案をまとめ、市役所内の関係部局との調整を経て作成した最終評価書案を8月中旬を目途に、法定協議会の委員の皆さまに送信しますので、内容のご確認を頂きたいと考えています。どうぞご協力をお願い致します。

以上で説明を終わります。

西村会長 意見はありますか。

村上委員 資料6の9ページに記載のある「関係人口」の定義を教えてください。住民については定住人口、観光客は交流人口といった表現を用いると思います。

事務局 資料における「関係人口」については「交流人口」として置き換えてください。

西村会長 他にご意見はありますか。

本資料では分量が多くなっていますが、国指定の書式は1ページごとに事業の評価を行う形式となっています。当該書式に最終的には置き換えるものの、ベースとなる考え方を本資料で示しているという認識ですか。

事務局 その通りです。中間評価の際は20ページ程度でした。今回は10年間のまとめであり、なるべくコンパクトにまとめつつ、評価の部分をどのように対応するかを整理し、第2期計画の案にある課題と対応と整合が取れるよう最終評価を取りまとめます。

西村会長 オンラインで参加している方からのご意見はありますか。

大木委員 本資料では、観光客数がどれだけ増えたか、インバウンドの経済効果がどのくらいだったかといった対外的な評価だけでなく、市民からの評価についても記載があります。市民からの評価と対外的な評価の両方が必要だと感じており、今回の評価の中で、併記されているので、とてもよいと思います。一方で、市民からの評価は、今後どのように測るべきでしょうか。一市民として、市民に対する歴まち法や歴まち計画の知名度があまり高くないと感じています。近所の人に聞いても、知らない場合が多いと思います。このため、今後は市民からの評価について、評価軸と言わないまでも、どのように歴史まちづくりについてPRして、市民からどのような評価を得られたかについて測っていくことは大事だと思います。

事務局 この後、古都保存法60周年に関する説明を行います。古都保存法や歴史まちづくりについて、市民への浸透は難しい状況にあります。また、市民からの評価を知ることも難しい状況です。本日は整理できていないものの、中間評価の時に、歴史的遺産と共生するまちづくりが進行しているかについて、市民意向調査を行っています。今回においても、ワークショップや電子アンケートなどで得られたな市民の意見を反映させ、取りまとめを行っていきたいと思います。古都保存法や歴史まちづくりは市として当たり前のよう実践していることであり、市民への周知やご理解をいただくことが進んでいない部分もありますが、機会を設けて、ご指摘いただいた内容について最終評価の課題として位置づけていきたいと思います。

西村会長 古都保存法の趣旨を全国展開したものが歴まち法です。鎌倉から始まった歴史まちづくりが全国に広まったことが、様々な形で広く啓発されれば、市民への認知度が進むと思います。

他にご意見はありますか。

村田委員 歴史まちづくりに関する法律・取組について、一部のメディアや高校での授業だけで市民に知らせるのではなく、広報かまくらに載せるなどして、市としてどのようなまちを目指しており、どのような取組がどの程度進行しているのかを広く市民に知らせて欲しいです。広報かまくらは多くの人が読んでいるので、このようなツールを利用して市民に広く周知することが重要だと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。古都保存法制定60周年にあわせて、鎌倉市歴史的風致維持向上計画も10周年を迎え、広報かまくらの12月号に特集を掲載しています。

歴史まちづくりの取組については、先ほど西村会長がおっしゃったように、鎌倉から始まった古都保存法が全国展開されて歴史まちづくりが推進されていることもあわせて市民にPRしていきたいと思います。

西村会長 よいと思います。8月に入ってから、最終評価案を皆さまに確認いただき、コメントがあればいただきます。時間があまりないため、その後に再修正があれば、私と小林副会長で確認する形で進めたいと思います。

(3) 報告

ア・イ 令和8年度予定事業について・歴史的風致形成建造物について

西村会長 事務局から令和8年度予定事業について報告をお願いします。なお、事業については歴史的風致形成建造物が関わってくるため、「イ 歴史的風致形成建造物について」もあわせて報告をお願いします。

事務局 令和8年度予定事業について報告します。資料7をご覧ください。

歴史的風致維持向上計画第1期計画では、令和2年度の間評価時の財源の不足の課題に対応するため、令和4年度から国支援事業の街なみ環境整備事業等の活用を進めてきました。街なみ環境整備事業とは、自治体の美しい景観の形成、良好な居住環境の整備に関する準備を国が広く支援する補助制度で、歴史的建造物の耐震改修等のほか、道路の美装化、案内看板の整備など、重点区域内の公共施設等の整備についての支援が受けられる仕組みです。

国支援制度に関しては、街なみ環境整備事業に加え、地域の観光資源充実のための環境整備事業が令和8年度から新たに創設されています。この環境整備事業は、歴まち計画を運用する自治体からの要望を受け、国土交通省が、全国100都市の歴まち都市に限定した補助制度を創設したもので、政府の観光振興の施策方針の実現のため、出国税を財源に、歴まち計画に位置づけられた取り組みに対し、重点的な支援を得られることとなりました。支援メニューとしては、これまでは、自治体が行う事業への支援が主でしたが、歴史的建造物等を民間が所有管理しているものが多いため、公共だけではなく、民間主体の事業に対しても、幅広く支援を行うこととなっているものです。

取組の全体効果を上げるための歴史的資源活用の取組に対し、国が直接満額1000万円を限度として、支援を行える仕組みを備えています。今後は、これらの2つの国の支援制度を適切に活用し、歴まち計画に位置づけた事業を実現し、本市の歴史的遺産と共生するまちづくりを推進したいと考えております。

次にこれら2つの国の補助制度を活用した令和8年度の実施予定事業に関し、説明します。資料7の右側をご覧ください。

従来から活用してきた街なみ環境整備事業について、令和8年度は歴史的風致形成建造物について3件、その他大臣が認める事業が3件、その効果を高める事業効果促進事業として、6件の計12件の事業の実施を予定しています。特に、鎌倉文学館の保存改修事業、御成小学校保存改修事業について、旧講堂など過年度で保存改修工事に関する調査設計等を進めてきましたが、令和8年度から本格的な工事に着

手することとなったもので、3年間の予定です。鎌倉国宝館は、令和10年に建築後100年を迎えることから、歴史的風致形成建造物である鎌倉国宝館の外装の改修と、内装の一部復元や建物周りの整備を行うとともに、効果促進事業として、その記念事業を行います。また、鎌倉にふさわしい博物館基本構想と基本計画に基づき、鎌倉国宝館と鎌倉の歴史文化交流館が連携し、歴史的資料のデジタル化と公開等の取組に着手します。

次に地域の観光資源充実のための環境整備促進事業について、令和8年度は、当該国の支援制度の創設年であったことから、国の財源が限られており、3つの事業の補助採択となっています。フィールドミュージアム事業は、鎌倉にふさわしい博物館基本構想と基本計画に基づき、鎌倉のまちの魅力の再発見と、未指定の文化財等の探求を図り、歴史・観光まちづくりを推進するとともに、まちの活性化につなげようとするものです。令和8年度は、モデル事業を実施し、それ以降、順次拡大していく予定です。本事業に関しては、国の制度に適合する事業内容が認められ、国から事業の全額の補助がいただけることになっており、市の財源の持ち出しはありません。坂井家住宅和館・洋館は、鎌倉風致保存会の活動拠点であり、老朽化が著しいことから、今後の利活用も踏まえ、耐震補強、保存改修工事を実施します。令和8年度から3か年の工事となります。今後とも、創意工夫を行い、国の支援制度を適切に活用し、歴史・観光まちづくりを引き続き推進していくことを考えています。

資料8をご覧ください。歴史的風致形成建造物の指定について報告します。

歴史的風致形成建造物は、市内で指定される文化財とともに、歴まち計画の重点区域内で、歴史的風致を形成する上で、重要な要素となる歴史的建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づき指定するものです。歴史的建造物を、所有者等が今後とも良好な状態で保全していくためには、維持管理や保存改修や利活用に関わる費用が必要ですが、歴史的風致形成建造物に指定することにより、国の支援制度の対象となるものです。先ほど議論いただいた、第2期計画の策定においては、第7章も歴史的風致形成建造物の指定方針を記載し、方針に合致する歴史的建造物に関し、一覧を掲げています。令和8年度の歴史的風致形成建造物の指定予定について説明いたします。現在は、5つの建築物（1号～5号）を指定しています。令和8年10月に歴まち計画が第2期計画に移行することに伴い、歴まち法上、再度の決議を要することから、1号～5号の建築物については、再指定を行います。新規指定につきましては、坂井家住宅和館・洋館が令和8年度から国の支援を3か年受け、鎌倉風致保存会が保存・改修の工事の実施を予定していることから、これに合わせて指定を行います。坂井家住宅和館・洋館は、登録有形文化財に登録されており、今後とも、鎌倉風致保存会の活動拠点として、利活用を図っていくために、必要な耐震補強、保存改修工事を実施することとしています。

村田委員 歴史的風致形成建造物について、1号～5号までは第1期計画からの引き続き指定するものであり、特段問題はないと思います。新規に登録される坂井家住宅和館・洋館について、建物自体が補助金により必要な耐震補強、保存改修工事がなされること自体は、鎌倉風致保存会の活動が行いやすくなるためよいことです。しかし、建物に至るまでの通路については、出入りがしにくく、草が繁茂している所を

歩くしかない状況にあります。建物の改修だけでなく、通路についても市や県でどのように対応していくのか、検討いただきたいです。

事務局 坂井家住宅和館・洋館は鎌倉風致保存会の事務所として活用されておりますが、第一種低層住居専用地域に立地しています。事務所開設時には建築基準法に基づき、用途変更の許可などを行って活用しており、近隣環境に配慮しながら活用する必要がある点も考慮しつつ、建物だけでなく通路などについても、鎌倉風致保存会のご意見をうかがいながら検討していきたいと思います。

村田委員 通路を整備しなければ、建物が改修されたとしても、利活用が難しいと思います。ご存じの方はお分かりだと思いますが、非常に細い路地のような通路です。

西村会長 建物が改修されると活用ニーズがより高まるということだと思います。
他にご意見はありますか。

大木委員 第1期計画の評価について、「点の整備」という言葉がありました。歴史的風致形成建造物も含めて、点で整備していくことが重要であり、取組が進んでいることは非常に評価できると思います。

一方で、細かい話になりますが、鎌倉青年団などが建立した石碑や、鎌倉十井などについて、ほとんどが民間の土地にあり、維持管理や保全が危うい状態にあるものがあります。それらの建造物について、歴まち法の中で建造物の位置付けにはできないとは思いますが、それらに対する対応はどの程度できるのでしょうか。地域の中では、石碑や鎌倉十井を丁寧に維持している状況がすでにある中で、行政が金銭的補助を行うのは難しいと思いますが、文化財でなくとも、歴まち計画の中で位置づけるといった対応はできないでしょうか。

事務局 第1期計画において、石碑や鎌倉十井といった未指定文化財への対応は課題となっていました。現在は、未指定文化財に対して対応できる体制が整いつつあるという認識です。歴まち法の運用指針が変わり、民間の建造物についても、50年間以上建造物がある場所に存在し、50年間以上建造物にまつわる活動が行われている場合、歴史的風致の形成を担う建造物として位置づけられるようになりました。さらに、新設された補助金制度では、市の計画に位置付けられた建造物は、民間・公共問わず、また、神奈川県施設の施設についても補助対象となっています。計画への位置付けと新設された補助金制度を活用し、維持管理の主体はあくまで所有者ではありますが、所有者への支援を行うための制度が出来上がりつつあります。

これらの仕組みの活用については、行政・所有者の両方が抱えている課題であり、地域の方や関係団体とうまく連携をしながら、進めていくということが必要だと考えております。一方で、国・市の財源や人的リソースにも限度があるため、地域にとって重要なものを選びすぎり、優先順位をつけて対応していくことも重要だと考えています。

大木委員 和賀江嶋付近にある六角ノ井については、材木座の自治会も含め、地域の皆さまで保存しようという動きが出てきています。寄付を募るなど、保存に向けた活動が行われているような建造物は現行の対応で問題ないと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。第2期計画で未指定文化財について工夫した点と

して、163ページに、史跡・旧跡の例として十一人塚と和田塚の写真を載せています。しかし、市内には至るところに石碑や鎌倉十井が存在し、多くが民間所有であるものの、鎌倉の魅力を形成していると考えております。

保存活用や、支援のあり方につきましては、民間所有者や地域の方と協力しながら解決方法を探っていきたいというふうに思っているところです。先ほどおっしゃられた六角ノ井などについても、地域の方や様々な団体と協力するでも、市からも支援という形で協力させていただきたいと思っています。

福岡委員 2点あります。

1つ目は、坂井家住宅の耐震改修の話は、私も現地を見せていただいて、必要な事業であると思いました。一方で、先ほど村田委員の方からもご発言がありましたけれども、道路を整備するだけで活用が進むとはあまり思いません。坂井家住宅は鎌倉風致保存会の活動拠点になっていますが、建物の素晴らしさを広く市民の方に知っていただく努力や、どのように公開していくかについてもセットで考えないと、活用が進まないと思います。耐震改修が行われたとしても、建造物としての重厚感など、鎌倉市民にとって認知度が低いと思います。鎌倉風致保存会の拠点でもありつつ、鎌倉市民にとっても素晴らしい資産として、どのように公開するのか考える必要があると思いました。

第2期計画の279ページに、取組の計画的な持続的な推進に関する方針について、市民の関心を高めるといった内容が書かれています。しかし、建造物の耐震改修がなされても、あまり市民に活用されないままであるのはもったいないと思います。市民の関心を高める取組について意識をしてください。あまり予算をかけずにできることも多くあると思いますので検討してください。

資料7の(2) フィールドミュージアム事業に関連して、第2期計画278ページにも記載があり、拠点機能の整備、デジタルアーカイブ、データベースといった内容は書いてあります。そもそもフィールドミュージアムの定義というのは、エリア全体で、鎌倉の自然資源や無形の資源も含めて、ミュージアムとして考えていくというのが、一般的な概念だと思います。このため、記載されている内容のように、建物の中のデジタルアーカイブや、動画コンテンツを作るといった内容を指して、フィールドミュージアムとするのは、フィールドミュージアムの概念として狭義であると思います。フィールドミュージアムという定義に共通の理解が形成されていないまま、フィールドミュージアム構想を掲げている場合、構想と実態の間に乖離が生じることは問題であると思います。この点について庁内できちんと調整し、都市・まちづくり系の部署や生涯学習課と連携して何かできないかなというふうになっているんですけど、この2点について、ぜひご意見いただきたいと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。

坂井家住宅の活用については、先ほど村田委員に回答したように、耐震改修が進むことで市民の皆様も見学・活用しやすい環境になるよう推進していきます。また、公開のあり方については鎌倉風致保存会と検討していきたいと思っております。

フィールドミュージアムについては生涯学習課から説明します。鎌倉市にふさわ

しい博物館基本構想が策定され、具体的な施策については、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画という形で、令和8年度の策定を目指しています。先日市議会でも報告しました。先ほど計画に記載のフィールドミュージアムの内容が基本構想と比較して狭義になっているのではないかということについて、そのような認識はありません。鎌倉市域全体を屋根のない博物館として、史跡・文化財をはじめとする市内の歴史的遺産について、フィールドワークを通じて調査・研究を進める事業です。市内の文化財は27,000点にも及ぶ規模の大きい事業であるため、エリアを絞って段階的に着手していきます。このため、フィールドミュージアムの概念が狭義になっている訳ではありません。また、歴まち計画における事業期間としては令和8年から10年となっておりますが、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画につきましては、計画期間を設けているわけではないため、今後とも取り組んでいくものです。

福岡委員 鎌倉ミュージアムの拠点は重要ですが、フィールドミュージアムやエコミュージアムとは、一体、何かということを鎌倉市にふさわしい博物館基本計画に定義づけて、また、書かれてないことも含め、歴史的遺産と共生するまちづくりの推進につながるように、まちづくりの部署としっかり連携してください。単に歴史的遺産のデジタルアーカイブの強化とか、博物館の中で完結しないように、まちにどのように波及させるかということを議論されるとよいと思います。

横松委員 先ほど鎌倉十井や石碑の話がありました。鎌倉町青年団などの石碑について、まちを歩くと、各所にあり、それらを読むと、まちの歴史が伝わってくるので、非常に貴重な石碑であると思いますが、その数が減っているということも聞きます。

その1つで、非常に残念に思っているのは、針磨橋の石碑が無くなってしまったことです。撤去された経緯を、市としては把握されていますか。

田中委員 土地ごと売却された経緯があります。

事務局 市としても石碑が失われることは課題と認識しています。民間所有地、行政の所有地、道路など石碑の場所は様々であり、個別に対応について協議し、保存活用に取り組んでいきたいと考えています。

村田委員 民間の土地にあり、保存が難しい場合は、近い場所に移設するなどの措置はとれないのですか。市内に点在する素晴らしい歴史的遺産の導標などが撤去されるのは問題です。石碑は少しずつ減っており、マンションの一角にある石碑もありますが、保存活用について行政がより関わるべきです。

事務局 村田委員がおっしゃったように、マンションをはじめとする開発される土地に建つ石碑については個別に協議し、その場所で保存活用できるように取り組んでいます。

横松委員がおっしゃったことについては、石碑の移設も含め、ケースバイケースで取り組んでいきたいと思っています。撤去された石碑については、市の課題として重く受け止め、今後このようなことが起きないようにしていきます。

村田委員 先ほど横松委員がおっしゃったように、鎌倉市は歴史まちづくりに非常に取り組んでいるのに、市民がそれらの取組をあまり知らないことは問題だと思います。広報かまくら12月号で周知しても、普及啓発が不足していると思います。

鎌倉市がどのような取組をし、どのような課題をもっているかについて、新しく引っ越してきた住人に伝える必要があります。なぜなら、例えば、鎌倉歴史文化交流館は鎌倉国宝館と連携したチケットもあり、かつ、様々な展示を行っていますが、観光客は来るものの、市民があまり来ておらず、また、近隣の方の反対により日曜日には開館していません。材木座の六角ノ井の保全のように、歴史的遺産を保全することについて関心の高い地域もありますが、歴史的遺産を保全することを重要視しない地域もあります。鎌倉は歴史が長く、市民も協力して守らなきゃいけないまちだということを、市民共通の意識として持っていただけるような施策を行っていただきたいです。

事務局 観光課、生涯学習課、文化財課、都市景観課で連携して、市民や事業者に歴史まちづくりの取組が広がるように引き続き努めてまいります。村田委員をはじめとして、発信力の強い皆様や、団体の皆様にはご協力いただければと思います。

西村会長 様々な事業が歴まち計画に位置付けられており、三省庁の認定を受けていることをアピールすれば、鎌倉市が歴史まちづくりを非常に推進していることが伝わると思います。

村田委員 歩いていて、まちのあちこちに石碑が出現します。このように、フィールドミュージアムの考えともつながるよう、新規に何かを整備するのではなく、今ある歴史的遺産を守ってください。

西村会長 歴史的遺産やそれらを守る取組が歴まち計画に位置付けられていると、撤去する際には市と協議が必要だということが市民にも伝わり、文化財登録にもつながると思います。

始めから石碑などを撤去してはいけない風潮の形成を目指すと、土地所有者の同意が得られにくいと思いますが、広く公表される歴まち計画の中に戦略的に歴史的遺産を掲載していくことによって、保存活用につながるとよいと思います。

小林副会長 資料7 3 (1) 街なみ環境整備事業について⑩鎌倉歴史文化交流館デジタル化事業は、フィールドミュージアムと関連しているのか、それとも収蔵品デジタル化やデジタルアーカイブの公開を指しているのでしょうか。

事務局 フィールドミュージアムと関連した事業です。フィールドワークのなかで、市内に点在する歴史的遺産を、市民がいつでもどこでも触れられるようデジタル化するものです。

小林副会長 全国の博物館では、収蔵品のデータベース化とデジタルアーカイブの公開が、進められているところです。やはりその博物館で所蔵しているものは、展示されていないと知らない人も多いと思います。鎌倉市は毎年、発掘調査を行っていて、貴重な出土遺物も多く出ています。このため、人々に展示を観に来てもらうのも素敵だと思いますが、その他にも多くの歴史・文化的な資料があるため、将来的には公開可能な資料についてはぜひデータベース化を検討していただけるとよいと思います。

デジタル化について、継続していく取組だと説明をいただきましたが、助成金には期限があるため、期限が切れた際に、デジタルアーカイブ等の維持が課題となっている自治体が多いと聞いています。私の勤めているところも、同様の課題があり

ますので、デジタル化や公開を長く維持していくのかについても検討していただけると、非常によいと思いました。

事務局 鎌倉ミュージアム構想について、お金がかかる事業というのは、課題として認識しているところです。予算としては、どうしても単年度になりますので、単年度ごとに確実に確保できるように要求していきます。また、ある程度の長期的な視野に立って、関係部局と協力しながら計画的に事業を進めていきます。

赤松委員 今日は大変有意義な意見が出ていて、次期計画にも生かしていただけたらよいと思います。

興味深いと思ったことは、歴まち法の運用指針の変更です。歴史的風致形成建造物というのは、当初の運用においては、重要文化財以上のような、結構ハードルが高いと思っていました。民間の建造物でも可能になったということは、まさに鎌倉にとってはチャンスだと思います。西村会長が先ほどおっしゃったような、約20,000点の歴史的遺産を歴まち計画に位置付け、保全すべき建造物が増え、これらは周辺環境を絡みますので、点が自然に面となって、うまく優先的な予算を確保していくことにつながればよいと思います。

もう一つ、フィールドミュージアムに関連した話をします。今週末、学生を連れ、やぐらを歩き、源氏山を下り、それから鎌倉歴史文化交流館に行くことを考えています。予算の課題は承知しているものの、石碑と同様にやぐらも保全していただきたいです。やぐらは歩いている中で歴史を体験できる空間ですので、歴まち計画に記載はありますが、歴史的風致を形成する建造物として積極的に位置付けていただきつつ、保全の優先順位を検討していただくとよいと思います。

大木委員 デジタル化・デジタルアーカイブ化について、先ほどの予算の話もありましたが、市民の参加がいかせる部分だと思います。

先日、横浜市立大学の鈴木先生が葉山でフィールドワークを行って、写真を撮るといった歴史的遺産のアーカイブ化を行っていました。このように、大学や学生の協力をはじめとして、古い写真や現状の写真などは、歴史的遺産に身近な市民が持っています。アーカイブ化は、あまりお金かけずに、市民の参加でできる部分だとも思います。

ひと・まちネットワークが10何年前に鎌倉の街なみや路地の写真集を出しているように、改めて、歴史的遺産などを市民の共有財産としてとらえ、アーカイブ化を鎌倉市民で行う事業ができるとよいと思いました。

事務局 フィールドミュージアム事業で行うフィールドワークでは、地域の学校、大学、地域の団体の方、専門家といった市民をメンバーに入れて、調査していこうと考えています。今までは学芸員だけで、文化財の調査・保存を行ってきましたが、今後は地域の方の力を借りて、皆で保存活用し、地域に誇りを持っていただく事業になります。

大木委員 資料7 3(1)街なみ環境整備事業について⑫街なみ環境整備事業費用対効果分析の予算額が多いと思ったのですが、この事業をフィールドミュージアムに資するような取組ができるのではないのでしょうか。現在、拠点と拠点のつながり、拠点

とその周りの景観、道といったと無形のものものの価値の保存について、フィールドミュージアム事業を所管する部署ではフォローしにくいのであれば、⑫の事業の中で、価値のある有形・無形の様々なものを地図化し、市民の人が撮った写真などがアーカイブ化できるようにするなど、予算をうまく使えるとよいです。舗装を変える、案内サインを増やすなど、空間に関する取組にもつなげてほしいです。

先週、海蔵寺で英語のフィールドワークを行いました。価値のある有形・無形の様々なものを伝える中間支援的な人材が不足していると感じます。素晴らしい活動をしている団体もありますが、人材育成が重要だと思います。

鎌倉の小学校に通っていましたが、学校でのフィールドワークが、鎌倉の風景として一生残る記憶に刻まれています。お金をかけなくても、人材育成ができていればよいと思いますし、マップ化などでフィールドミュージアムなどを可視化しつつ、歴史まちづくり、景観計画、緑の基本計画などの関わりがある部分も可視化していければよいと思います。緑に関連する分野では私も協力出来たらと思いますので、市民の力を借りつつ、予算を有効活用することで、よい効果分析になると思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。

福岡委員にご指摘いただいた第2期計画のフィールドミュージアムに関する記述は検討させていただきます。

鎌倉市にふさわしい博物館事業については、デジタルミュージアムとフィールドミュージアムの2本柱として市が推進していくことが鎌倉市にふさわしい博物館に位置付けられております。令和8年度は国の補助金の関係でフィールドミュージアムのみの実施ですが、デジタルミュージアムも取組は行っていきたいと思っています。

都市景観課、観光課、都市景観課、文化財課が、法定協議会でご指摘いただいた内容に対応できるように、連携して事業を進めていく形とさせていただきたく思います。これに関しては3章の今後の体制についても言及しています。

(4) その他

ア 古都保存法60周年記念について

西村会長 古都保存法60周年記念について事務局から報告をお願いします。

事務局 古都保存法60周年かつ鎌倉における歴まち法策定が10周年ですので、これらに関する取組について説明します。

古都保存法60周年かつ鎌倉における歴まち法策定が10周年、かつ第2期歴まち計画を策定する重要なタイミングであり、イベントなどを通じて、歴史的遺産と協働するまちづくりを進めてまいります。イベントなどを通じ、古都の歴史的遺産の保存継承、歴まちづくりの考え方などを、民事業者、NPO関係団体の皆様との連携を図り、持続的な取組としての次世代への継承について検討していきます。

現在調整中のイベントとしては、8月に古都保存法に関連して子ども景観セミナーなどを検討しています。その他には、地下道のギャラリーで毎年行っている展示

の際に、古都保存法に関連する展示の実施を検討しています。日程は調整中ですが、10-11月頃に鎌倉風致保存会とも連携したイベントを検討中です。

先ほど言及した通り、広報かまくら12月号で古都保存法制定60周年の旨をイベントも含め周知していきたいと思います。また、3月には記念冊子の発行予定です。

鎌倉風致保存会などの団体とも連携し、古都保存法60周年を盛り上げるイベントを企画中です。歴まち計画も含め、60周年を盛り上げる企画を考えていきたいので、皆様ご協力をお願いします。

大木委員 ぜひ一緒に盛り上げていきたいと思います。ひと・まちネットワークの人々についても積極的に取り組んでくれています。古都保存法に関して思い入れの深い人々が多いので連携していきたいと思います。

村田委員 古都保存法60周年記念に関連して、鎌倉風致保存会の活動をPRするための音楽活動を行う団体を30年前に結成しています。その中でミュージカル形式にて芝居をしています。

村田委員 光明寺はこの前鎌倉アカデミア80周年の会があり、うかがいました。この場所は鎌倉らしい文化の発祥の地なので、ぜひ盛り上げていきましょう。

西村会長 ありがとうございます。他にご意見はありますか。

無いようなので、進行を事務局に戻します。

事務局 本日は長時間にわたり、熱心なご議論を賜り、ありがとうございました。いただいたご意見は、庁内での最終確認を踏まえ、第1期の最終評価を取りまとめ、8月中旬に最終案のご確認をお願いするとともに、第2期計画の案について、手続きを進めていきたいと考えております。追加でご意見等がございましたら、7月1日までに、事務局までメール等でご連絡いただければ幸いです。それでは、令和8年度第1回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会いたします。 本日はどうもありがとうございました。

以上

鎌倉市歴史の風致維持向上計画協議会名簿

委員（敬称略）

区分		氏名	役職等	出欠
1	市民	大木 淳	公募	出席 (オンライン)
2		岡 由雨子	公募	出席
3	関係社寺	田中 密敬	極楽寺住職	出席
4		金子 和憲	鶴岡八幡宮総務部部長	出席 (オンライン)
5	関係団体	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	出席
6		横松 佐智子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	出席
7		牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	欠席
8		波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	欠席
9	学識経験者	赤松 加寿江	國學院大学准教授	出席
10		○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	出席
11		◎西村 幸夫	國學院大学教授	出席
12		福岡 孝則	東京農業大学教授	出席 (オンライン)
13	関係機関 (神奈川県)	最上 祐紀	県土整備局都市部都市整備課長	出席
14		和田 千佳	教育局生涯学習部文化遺産課長	出席 (オンライン)
15		中丸 博史	県土整備局藤沢土木事務所長	出席
16	鎌倉市	村上 彩	政策部企画課長	出席
17		古賀 久貴	都市調整部長	欠席
18		保住 俊博	教育文化財部長	出席

◎は会長、○は副会長を示す。